国民年金 支払い「月」変わる

三月から二か月おきの年四回

国民年金（拠出年金）は現在、支払い機関（郵便局や銀行など）の窓口を通して二月、五月、八月、十一月の各月に前の月までの三か月分がそれぞれの受給者あて支払われておりますが昨年六月に法律が改正されて今年の三月から、その支払いする月が三月、六月、九月、十二月の各月に改められることになりました。

さしあたっては、その切り替えをする時期ですが、年金受給者の利便を考え、今月（二月）の支払い期には今までどおりの三か月分とさらに二月分の計四か月分が支払われることになっています（二月二十日ころ）

また、この扱いは、障害や母子、準母子、遺児および寡婦などの各年金のほか、老齢年金についても同様に支払われます。なお、福祉年金（七十歳以上の年金など）は、今までどおりの一月、五月、九月の各月で変わりありません。

税 申告時期です

混雑さけて早めに申告を

所得税や住民税（市・県民税）などの申告は、三月十五日までです。あなたの納得のいく税金が納められるよう早めに準備をして、期限までに申告しましょう。

また、例年期限まぢかになりますと大変混雑します。そればかりでなく落ちついて相談ができなかったり、申告に必要な書類をそろえる時間がなくなったりする場合もありますから、申告はできるだけ早くすませるようにしましょう。

所得税

申告と納税は三月十五日までに

所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算して申告し納税する申告納税制度をとっています。二月十六日から三月十五日までの間に申告と納税をすませてください、

所得税の確定申告をしなければならない人

●一般の人

所得控除の合計額より四十七年中の各種所得金額の合計額が多い人（控除額は申告書等に記入されています）

●給与所得がある人

四十七年中の ①給与の収入金額が五百万円を超える人 ②給与以外の所得が十万円を超える人 ③二か所以上から給与を受け、主な給与の収入金額に給与以外の所得金額をプラスした合計額が十万円を超える人 ④同族会社の役員やその親族で、その法人から給与のほかに賃貸料や使用料などの支払いを受けている人――です。

●退職所得がある人

退職金の支払いを受けるさいに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、二〇％の税率で所得税を源泉徴収された人で、その税額が正規の税額よりも少ない人

●農外所得のある人

農業経営者で、農閑期などによる賃金などの収入があったとき。

税 財産をもらった人も 贈与

四十七年中に、個人から四十万円以上の財産をもらった人も申告しなければなりません。

なお、農地の一括贈与を受けた場合は、農業委員会の証明書、農地の評価証明書をご用意ください。

住民税

所得の多少にかかわらず申告を

市の税務課へ出す住民税の申告は、所得税の確定申告をしたかたや、給与所得だけの人で勤務先から給与支払い報告書が提出されているかたは重ねて申告する必要はありません。が、このほかのかたは所得の多い少ないにかかわらず申告が必要です（ただし無収入、無所得者は除かれます）

なお、申告期限は、所得税と同じく三月十五日ですが、市税務課の窓口には、受付所などを設け申告書の書きかたなどについて相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

事業税の申告 不要になりました

これまで所得税の確定申告をする必要のない人は、個人事業税の申告が必要でしたが今年からこれらのかたがたは住民税の申告をすれば、個人事業税の申告はしなくともよいことになりました。

ただし、次の点に注意してください。

●所得税の確定申告書または住民税の申告書に「事業税に関する事項」という欄がありますから、該当するかたは必ず記入してください。

◇ ◇

税金のことについての問い合わせは申告先へ。

全国ジンペット・チェーン店
Jimpet
寝具のデパート
ふとんの姥山屋
本町3丁目 ☎(代表) 2—0261

エレックさん 新発売 NE-4800
ナショナル 電子レンジ
標準価格74,800円
井浦電気商会
新津市本町2丁目 TEL 22393(代表)